

# 平成26年第 3 回定例会

( 第 2 日 )

平成26年 9 月 9 日

平成26年第3回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成26年9月9日（火）  
午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（15名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	欠	15	欠
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	欠
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（4名）

8番 佐々木利正議員、15番 古川昭二議員、16番 成田敏昭議員、  
19番 福士恵美子議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	鳴 海 和 正	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	今 英 明	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長  
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。  
 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 報道関係者及び議会広報撮影のため、議場内での撮影を9日、10日の2日間許可しておりますので御了承願います。  
 一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。  
 日程第1、一般質問に入ります。  
 一般質問の方法については、議会運営委員会において一括質問方式と一

問一答方式の選択制をとっています。どちらも質疑応答の時間を、おおむね1時間以内とし、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手の上、議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手の上、職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

御手元に配布しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は9名であります。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、20番、古川敏夫議員の一般質問を許します。

古川敏夫議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

古川敏夫議員の登壇を許可します。

20番、古川敏夫議員、登壇。

暑い方は、上着を脱いで結構でございます。

(古川敏夫議員登壇)

○20番

(古川敏夫議員)

皆さん、おはようございます。

私、いま入院中でありまして、今日、病院の先生よりインターフェロンの治療中ですので、やっとのところで許可を得て、もめてもめてもめて9時ごろ許可を得ました。それでもだめだというものですから、じゃあおれ退院すると。そして今日、来たわけでありまして。ということは、私、皆様に今日、一言深くお詫び申し上げたいので、ぜひとも出たいということで、許可もらってきました。そういう事情でありますので、非常に元気がございません。よろしく願い申し上げます。

それでは、かねてから通告しておりましたところの2点について質問するわけですが、その前に一言、皆様に深くお詫び申し上げます。

去る1月の26日執り行われました、平川市市長選絡みの公職選挙法違反事件で、皆さん御承知のように15人の議員が逮捕されました。いま公判中、まだこれから次審ありますから、その結果がとなるとこれは確かでありまして、私を含めて。皆さん最高裁まで頑張ると思っておりますけれども、逮捕されたことは事実でありまして、全国民にお騒がせしたこと、また平川市民には大変、不安やら心配、そしてまた恥ずかしい思いをさせておりますことを、特に県外在住の皆様には、本当に恥ずかしい思いをさせておりますことを私の耳に聞こえてきております。

この場から、私いま8期でしたので、最高議員でありますので、私が代表して深くお詫び申し上げます。すいませんでした。

私も、裁判で最高裁まで頑張りますので、これの結果はわかりません。起訴事実が全然違うわけでありまして、どこまでも頑張ります。

それでは、通告してありましたところの2点について質問いたします。  
第1点は福祉行政について。

私はこれまで、福祉行政については、毎回毎回一般質問させていただきました。それほどこの福祉行政については、幅広く、根深く、皆さんに最も直結した大事な行政でありますので、私は今回で50回以上連続で一般質問させていただいております。

医療、年金、介護、また社会福祉、老人福祉、障害者福祉、児童福祉、また公的扶助の介護保険、生活保護、公的扶助、また少子化、高齢化など、いろいろいままでやってまいりました。

おかげさまでいまでは市当局の協力もあり、近隣市町村には引けを取らない行政を展開していると思っております。これも、市行政の協力のおかげでございます。私からも、心から深く感謝とお礼申し上げます。

私は福祉青森県一を目指しておりますので、これからも、この先は私、議員の先はわかりませんが、95歳まで生きる予定組んでおりますので、まだ生きてる限りは平川市発展のために努力したいと思っておりますので、頑張るつもりであります。

それでは、福祉行政について一般質問に入りさせていただきます。

福祉行政について。「お互いが支え合う共生のまちづくり」の市長の評価について。

私は、皆さんの御承知のとおり、毎回定例会において、福祉行政について一般質問を行ってまいりました。少子高齢化が進む中であって、安心して暮らしていける平川市になってもらいたいと願って行ってきたものでございます。

現在、平川市では長期総合プラン後期基本計画が策定され、計画期間が平成24年度から平成28年度までとし、さまざまな施策が進められております。

そこで市長にお伺いしたいのですが、基本目標の中に「お互いが支え合う共生のまちづくり」を掲げ、七つの個別目標に向かって厳しい財政状況の中、子どもから高齢者に至るまで、市民のためにいろんな施策を展開してきたと思っております。特に今回市長は、個別目標の一つである「ほほえみあふれる子育て環境の整備」に力を入れていると思うわけですが、基本目標に掲げてある「お互いが支え合う共生のまちづくり」について、市長としてどのように評価しているのか。また、少子高齢化が進んでいる今日、今後望みたいことがあればお聞かせ願いたいと思います。

平川市が、福祉青森県一、日本一の福祉のまちになり、日本一住みたいまちになるよう努力していただきたいと思っております。市長の御所見をお願い申し上げます。

それでは第2点、平川市地域活性化事業について。伝統文化の継承について。三地域の伝統文化を若い人に長く継承していくには。

ひらかねぶたまつり、尾上祭り、及び碓ヶ関御関所祭り、これら三地域

の祭りに地元の人、帰省中の人、それぞれふるさとへの思いを感じたと思います。今年も事故もなく安全に終えたことには、各実行委員会及び関係者の皆様の御協力があったとのこと。大変感謝申し上げます。

今年のひらかねぶたまつりは、過去最多の32団体が出陣、土曜日、日曜日の曜日と好天に恵まれ、人出も2日間で過去最高の4万5,000人の観衆を魅了いたしました。ひらかねぶたまつりは、ねぶたの絵柄、踊り、囃子と三拍子そろっており、他地域のねぶたよりもすばらしいとよく聞かれます。

しかしながら、安心・安全な祭りの運行については、規制時間内での運行、集客に限界が来ているように思います。運行団体の増加、世界一のねぶたの運行状況、さらに各実行委員会の高齢化、会員参加者の減少、また設備の老朽化等、毎年各実行委員会の反省会での話題になっております。市長には、ねぶたコースの無電柱化の重点要望をはじめ、補助金及び市職員の協力と、御理解御協力をいただいて、大変感謝を申し上げます。

長尾市長、古川副市長並びに柴田教育長さんには、各祭りに参加、観戦していただき、どのように感じられたのでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

演壇からの質問をこれで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

ちょっと興奮して一言忘れまして。お許し願いたいと思います。去る8月20日未明、広島土石流災害事故、被災者の皆様には心より御見舞い申し上げますとともに、不明の方は1日も早く救出発見と、犠牲者の方の御冥福を心からお祈り申し上げます。

また早いもので、明日、明後日で、東日本大震災、平成21年3月11日、午後2時46分発生いたしました東日本大震災からちょうど3年と6カ月、明日、明後日で経過いたします。これは風化させてはいけません。被災地の一日も早い復旧復興と、死者不明合わせて1万9,000人の御霊が安らかに成仏されますことを、心からお祈り申し上げる次第でございます。御冥福をお祈り申し上げます。

(古川敏夫議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

福祉青森県一の平川市を目指して、毎回福祉政策に御質問をされております古川敏夫議員に敬意を申し上げたいと思います。

さて、御質問の「お互いが支え合う共生のまちづくり」の市長の評価ということでございますが、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念とする当市の長期総合プランは、その基本目標の一つに「お互いが支え合う共生のまちづくり」を掲げております。

この基本目標の達成に向けまして、さらに個別目標を置き、これまで地

域福祉の推進に努めてまいりました。

「思いやりあふれる支え合いの充実」の項目では、まちづくり懇談会等において、市民のニーズの把握に努め、関係機関の連携により地域全体で支え合うネットワークづくりを進めてまいりました。

「ほほえみあふれる子育て環境の整備」の項目では、昨年度から3年間の予定であります、子育て住宅支援補助事業を実施し、子育て世帯へのマイホーム取得を応援しております。

また、保育料の無料化を第2子以降に拡大し、子育て世帯への支援に力を入れてまいりました。

今年の4月からは子育て支援課を設置し、来年度からの「子ども子育て支援新制度」へのスムーズな移行・推進を図っております。

さらに、「いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり」の項目では、シルバー人材センターを移転し機能強化を図るなど、高齢者が長年培ってきた経験をいかし、積極的な社会参加や地域貢献ができるよう、活躍の場などの確保に努め、クラブ・サークルへの支援、老人クラブの育成強化、ボランティア団体などの育成支援をしてまいりました。

そして「やさしさあふれる障害者のためのまちづくり」の項目では、障害者が気軽に相談ができる体制の整備を図るなど、安心して生きがいのある生活がおくれる環境づくりに努めているところです。

市民が健やかで安心して暮らせる生活環境の確保を図りながら、高齢者も、障害者も、すべての市民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活をおくれるよう、「自助・共助・公助」の考えのもと、積極的に必要な施策を推進しているところであります。

次に、少子高齢化が進んでいる今日、今後、望みたいことについて、所見を述べたいと思います。

先般、全国自治体ごとの平均寿命が公表されました。当市の平均寿命は全国的にも低い位置にあり、今後、この状況の改善に努めてまいりたいと思っております。私は、高齢になっても元気に過ごせる「健康寿命」の延伸が大事であると考えています。

「元気あふれる健康づくりの推進」のため、市民一人ひとりが健康づくりに関心をもって生活習慣の改善に取り組めるよう、今年度からは各種検診をすべて無料としたところでございます。

また、乳幼児の就学前までの医療費無料化が、今年11月から実施されますが、就労形態や生活環境が多様化している中であって、病児保育の実施が望まれています。

「ほほえみあふれる子育て環境の整備」のため、関係機関と連携しながら病児保育事業の早期実施について、現在、検討しているところでございます。

地域医療体制や各種保険制度等の充実はもちろんであります、健康で生きがいのある生活ができる、住んで良かったと思える平川市を目指して

まいりたいと思っているところです。

次に、地域活性化事業伝統文化の継承・継続についてであります。

今年の三地域の祭りを拝見した感想を述べさせていただきます。

平川ねふたまつりについては、山車の大きさも絵も見事なものばかりであり、加えて流し踊りの先導や威勢のいいお囃子は、他地域で開催されているねふた祭りをしのぐ魅力をもっており、感動いたしました。

議員が申しあげましたように、過去最高の入り込み客数となったようですが、宣伝次第ではもっと増員できるものと期待しております。ただその場合懸念されるのは、弘前市で起きましたような事故でございます。

観覧客はもちろんであります。運行者の皆さんのこの事故に対する注意を喚起しながら、安全的な運行をしていかなければならないと思っております。

おのえねふた祭りとお関所祭りにつきましては、町村合併前から受け継がれてきた歴史と伝統を守り、地域の祭りとして地域住民が一体となって取り組まれていることに感心をいたしました。

両祭りとも、地域の活性化はもとより、地域コミュニティの維持・発展に大きな役割を果たしているものと感じました。

各地域の祭りを拝見すると、地域の実働体として、若い世代も積極的に参加しているように感じております。

平川ねふたまつりでも、若さあふれる囃子や掛け声、踊りなどが、県内外からの多くの観客に好評をいただいております。平川市の観光の目玉として今後も一層の活性化と経済効果を期待するものであります。

市としても、まつり従事職員を増やすなどしており、今後も可能な部分については協力と支援をしてまいりたいと考えております。

祭り実行委員会におかれましても、若手委員の登用や若い意見による改革を進めるなど、伝統文化の継承のための取り組みをお願いいたします。私からは以上であります。

(市長降壇)

副市長。

私からも地域の祭りに参加した感想を述べさせていただきます。

まず平川ねふたまつりでございますが、各団体が流し踊りなどにそれぞれ趣向を凝らし、見ている観客を飽きさせない演出をされていると感じました。初日は知人を招待し、2日目は家族にも見せましたが、その迫力に大変感激をしておりました。

議員からお話がありましたように、これまでねふた運行の牽引役として活躍されてきた役員の方々の後継者問題もあると聞いておりますが、若いも若きも、特にこの文化を引き継いでいく子どもたちが多数参加していることを、心強く思ったところであります。

碓ヶ関地域の御関所祭りについては、奴行列、江戸みこしが練り歩く様子を見たいと考えまして、8月15日の午後に伺いました。

○議長

○副市長

(古川洋文)



あいにくの小雨交じりの天気でしたが、力強い掛け声とともに練り歩くみこしを、初めて間近に見ることができました。商工会の方からは「担ぎ手がこの倍いれば。」というお話を聞きましたが、同じようにみこしを運行している地域からの応援を受けながら、祭りを継続している実行委員会の皆様の御努力に、頭が下がる思いであります。

自分がこの二つの祭りを見て真っ先に考えましたのは、県内外の方々にもっと見ていただく仕掛けをどうすればいいのかということでもあります。3月に副市長に就任し、長尾市長の指示もありまして多くの現場に入り、平川市の素晴らしい地域資源に接してきました。解決しなければならない課題はありますが、この資源を議員の皆様とともにしっかりと情報発信していきたいと考えておりますので、引き続き御支援方をよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは、以上でございます。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長。

市長、副市長と同じように、素晴らしい祭りであったと感じております。特に、審査員として平川ねぶたまつりに参加いたしましたので、平川ねぶたまつりの感想を述べさせていただきます。

まつりの入り込み客数は、青森ねぶた祭りが減少している中、商工会の発表では、初日2万5,000人、2日目が2万人と過去最高となり、花嵐桜組によるよさこい踊りの一糸乱れぬパフォーマンスをはじめ、世界一の扇ねぶたを含む32台のねぶたの、それぞれの鏡絵、見送絵は見る者に感動を与える見事な出来栄であり、見る者、踊る者、囃子手が一体となった、華やかで賑わいのあるすばらしい祭りであったと感じております。

平川市の三地域のそれぞれの祭り、いわゆる平川ねぶたまつり、おのえねぶた祭り、御関所祭りは、ふるさとの先人がつくり上げ、地域の方々の手によって受け継がれてきた、郷土色豊かな伝統文化であり、郷土に対する愛着や誇りを持てる子どもたちを育み、地域活性化に果たす役割は大きなものがあることから、平川市の貴重な財産として、大切に、そして確実に伝承していくことが必要であると感じております。以上でございます。

○議長  
○20番  
(古川敏夫議員)

20番、古川敏夫議員。

福祉行政について、ただいま長尾市長の答弁を聞いておりますと、まさに平川市を思う気持ち、また子どもたちを思う気持ちがひしひしと伝わってきております。頼もしい限りであります。よろしくお願ひ申し上げます。

それと地域活性化事業であります。副市長、教育長、御答弁ありがとうございました。各地域の祭りを若い人に継承し、長く続けられるよう努力してまいります。市長及び関係する皆様のさらなる御協力をお願ひ申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

私の質問はこれで終わるわけですが、これで私、病院のほうへ帰らせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

20番、古川敏夫議員の一般質問は終了しました。  
第2席、7番、小野敬子議員の一般質問を許します。

○7番  
(小野敬子議員)

小野敬子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

小野敬子議員の登壇を許可します。

7番、小野敬子議員、登壇。

(小野敬子議員登壇)

改めまして、おはようございます。

本議会、一般質問第2席、議席番号7番の小野敬子でございます。

再びこのような機会を与えてくださいました市民の皆様に、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。市民の皆様の幸せのために誠意を持って働くことをお誓い申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

最初に食物アレルギー対策についてであります。

私たちの体には細菌やウイルスが入ってきたとき、それを除いて体を守る免疫という働きがありますが、この免疫がある一定の食べ物に対し過剰に反応してしまうことがあり、これを食物アレルギーと言っています。

この食物アレルギーの中で、食品によっては血圧が下がり意識が遠のいてしまうアナフィラキシーショックが一番重篤であり、命にかかわるものであります。

食物アレルギーを持つ小学生が、うっかりみんなと同じ食べ物のおかわりをしてアナフィラキシーを発症して亡くなってしまった例は、記憶に新しいところでもあります。

いま、この少子化の中で大切な子どもの命が一人たりとも食物アレルギーなどで失ってはならないと思い、今回の一般質問に取り上げました。

学校給食等における食物アレルギーへの対応は、アレルギーのある児童生徒の増加に伴って重要課題の一つとなってきました。教職員の大変な御苦労もお察し申し上げます。

生命維持の根幹である食べることによって発症する食物アレルギーの増加、また多様化は大きな社会問題だと言わざるを得ません。その原因食品については、地域や環境による生活の場の違いや年齢差による食生活の内容と密接な関係があると言われ、さらには食生活の欧米化や生活環境の変化によるものとも言われています。

アレルギーの患者が子どもに多いのは、成長段階における消化機能が未熟で、アレルゲンであるタンパク質を分解することができないというのが一つの原因と考えられており、成長に伴って消化吸収機能が発達してくると、一部の抗原を除いて自然治癒するケースが多いということでもあります。

学校給食においては、アレルギーを持つ子どもたちもほかの子どもたちと同じように給食を楽しめることが大切だと思います。市内の小中学校でアレルギーを持つ子どもたちがかなりいるようですが、どのように対応しているのかその内容について伺いたいと思います。

また、いままで過去3年くらいでいいですので、学校でアレルギー反応を起こして病院へかけつけたなどの例がありましたらお知らせください。

日ごろからの正確な情報の把握とその共有は、食物アレルギーの子ども

もたちを守ることにもつながら、教職員の不安や負担の軽減にもつながると思うのですが、情報の共有と養護教諭でない先生方の研修等は行われているのかお知らせください。

今年3月に、文科省から各都道府県知事と教育委員会教育長に出された、今後の学校給食における食物アレルギー対応についての通知の中で、緊急時対応の充実を図るため積極的なエピペンの使用を促すとともに、学校の状態に応じた危機管理マニュアルの整備が不可欠であることとあります。

エピペンというのはアドレナリン自己注射のことで、アナフィラキシーを発症したとき症状を和らげるもので、医師の診断を待つまでの応急処置であります。誰にでも簡単にできて、副作用の心配もないということです。

いままで大きな事故はなかったにせよ、どんなに注意しても事故は起こりうるものという考え方のもとで、緊急時には特定の教職だけでなく誰もがエピペンの自己注射を含めた対応ができるように、日ごろから学校全体での取り組みをお願いしたいと思います。

学校においてのエピペンの使用が全国で、平成20年から25年の期間において、408件もあったそうです。緊急時のエピペン使用への理解が進んでいることの表れであると思います。

子どもたちの命にかかわる問題でもあります平川市のエピペン対応に関して、教育長のお考えをお知らせください。

次に、保育園、学童保育への対応はどの程度進められているか、市長のほうへお尋ねいたします。

最後に、ふるさと納税について質問いたします。ふるさと納税活用による特産品の宣伝活動についてであります。

地域間の税収のバランスを正すためということで始まった制度でありまして、納税とはなっているのですが、実は寄付金としての扱いとなっています。現在は住んでいない他の地域に寄付した金額の一部をもともと納めるべき地域の税金から差し引くという考え方があります。

特産品がもらえる、使い道を自分で選んで寄附することができる、生まれたふるさとに関係なく好きな地域に納めることができる、等々の特徴がありますが、確定申告をしないと控除が適用されないという面倒さもついています。

自分の育ったふるさとを応援したい方、また将来ふるさとにしたい地域を応援したい方、地方の特産品が欲しい方にふるさと納税は大変お勧めだということでもあります。

さて平川市の実態はというと、平成25年度7件、58万円。10市の中では最低です。件数ではむつ市、金額では八戸市が断トツ、次いで弘前、五所川原市、つがる市、青森市となっております。町村では板柳町、田子町も頑張っています。水産物やマスコミの影響もあるかとは思いますが、やっぱり寄付金の多いところは、それなりに頑張っているのではないのでしょうか。

全国的に特典合戦が過熱していると言われますが、それが地域の活性化につながり、市民の所得向上になるのであれば素晴らしいことだと思います。青森市でもこれから本腰を入れるということを新聞で読みました。

平川市においても、地域の魅力を高めるための努力やその成果をホームページ等で情報発信を行い、寄附金の受け入れに関する手続きの簡素化などさまざまな工夫を重ねて、市当局の財源、さらには市民の所得向上につながるふるさと納税を大いに進めてほしいものです。

ふるさと納税を活用した特産品の宣伝について、市長はどんな考え方を持っておられるでしょうか。お聞かせください。よろしく願いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

(小野敬子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

小野議員のふるさと納税について、ふるさと納税活用による特産品の宣伝活動についてお答えをいたしたいと思います。

ただいま、小野議員から御指摘がありましたように、平川市のふるさと納税は、昨年度は7件の58万円。10市の中で最低でございました。私はこれを受けまして、今年度春行われました東京平川会におきましても、ふるさと納税のお願いをしております。そのこともあってか、現在、9名の方が納税していただいております。金額にして38万2,000円。まだまだ少のうございます。

特に他県の例を見ますと、かなりこの特産品をお送りすることによって、またあるいは、いろんなアイディアをすることによって、納税を多く受けている自治体もございます。

一例を挙げますとですね、北海道の上士幌町、2013年ですから去年のふるさと納税額が2億4,000万。あっと驚くような金額でございました。どういうふうな見返りと言いますか、その特産品を贈っているかという、地元産の和牛を贈ったり、あるいはジェラートをセットで贈ったりしておりますし、上士幌町は熱気球をやっておりますので、その熱気球の体験搭乗。これは50万円以上寄付された方が乗れるんだそうでございますが、そういうふうなこともやっております、圧倒的な人気を博しているところです。

ほかにはですね、例えば宮城県気仙沼市のふかひれスープとか、あるいは島根県出雲市はデラウェアとか宍道湖のしじみとかこういうふうなことをやったり、さまざまな、紅ズワイガニを特産品として贈っているところがあります。

そういうふうな特産品を贈ることによって納税額が増えているところと、新聞で御承知のように、弘前市。弘前城の石垣の一口城主というようなことで、今年は始まったところ、かなり好評を得ているようであります。

このふるさと納税制度は、自らが生まれ育った地域やかかわりの深い地域を応援したいという思いに応えるため、平成20年度に創設された制度でございます。

当市では、広報紙や市のホームページで制度の周知に努め、また、東京津軽平川会に対してもPRを行っております。

ふるさと納税としては、当市に寄附をしていただいた方には、お礼として、金額に応じたひらかわ推奨品をはじめとする特産品の詰め合わせを贈っております。

また今年度からは、津軽みらい農協の協力を得て、リンゴの詰め合わせも選択できるようにいたしました。

近年、ふるさと納税のお礼については、特色のある取り組みを行っている自治体も多いことから、現在、議員から御提案のあった市の特産品の宣伝も含め、当市ではどのような取り組みができるのか検討を進めているところであります。

また、納税の簡素化につきましても、できるだけ簡便にできるような方法を取ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

食物アレルギー対策については、教育長、担当部長より答弁させていただきます。

(市長降壇)

教育長、自席で答弁願います。

御質問の学校給食の実施状況についてお答えいたします。

当市では、平賀と尾上の2箇所に学校給食センターがあり、市内の全小・中学校に教職員分も含め、約2,700食を提供しております。平成26年4月1日現在の児童・生徒数は2,434名であり、そのうち延べ116名が何らかの食物アレルギーがあるとの報告を受けております。

現在、当市の学校給食センターにおいては、アレルギーの原因となる食材を除いたアレルギー対応食については、提供しておりませんので、各小・中学校において、一つとして原因食品を取り除いて給食を食べている。2として原因食品が主食に混在している場合は弁当を持参する。3として、牛乳のみやめている等の対応をしております。

御質問の食物アレルギーのある児童生徒への対応については、新入時児童の就学時健康診断の時に、保健調査書を入学時や転入時及び新たに配慮が必要になった時などに、学校生活管理指導表を保護者から提出していただき、学校と保護者が情報を共有し、相談しながら適切な対応に努めております。

過去3年間に病院に搬入された事例はあるかということにつきましては、搬入された事例はないということでございます。

また、平賀及び尾上の学校給食センターでは、約1ヶ月前には学校を通じて、学校給食に使用する主な食材が記載された「献立予定表」を児童生

○議長

○教育長

(柴田正人)

徒の家庭に配布し、保護者の判断により、アレルギー症状の発症が懸念される給食日には、先ほどお話したように、弁当を持参しているところがございます。

先生方の研修につきましては、学校保健会で開催しておりますエピペンにかかわる研修会をはじめ、県教委で開催している研修、講習会等に先生方への参加を働きかけるなどして、その資質向上に努めているところがございます。

今後、重症なアレルギーを持つ児童生徒の対応につきましては、議員御指摘の自己注射薬エピペンの効果的な使用、緊急時の対応処置の体制を整備するよう、市内小・中学校に対して指導しております。現在、ある学校においては、重い生徒もおりますので、いわゆるいま話しました各種提出票に基づきまして、保護者との連携を取り、それから主治医、それから搬送先の病院等を確認しながら、具体的に起きた場合はどのような、先生方の役割で搬入し、努めるかということについても、その体制づくりを構築しており、そういうような中でエピペンをですね、その児童が常時持ってきているという状況にあります。以上でございます。

市民生活部長。

○議長

それでは、保育園、学童保育園の対応についてお答えをいたします。

○市民生活部長  
(佐藤俊英)

保育所、放課後児童クラブは利用児童に給食やおやつを提供することから、食物アレルギーの把握とその対応については、児童の健康を守る上で非常に重要な事項であります。

保育所、放課後児童クラブでは、入園・入会時に保護者からの申し出、または調査により、食物アレルギーについて把握をしております。各自の症状により完全除去、部分除去、代替食等の対応をとっております。

なお、8月時点で食物アレルギーの対応が必要な児童は保育所で50名、放課後児童クラブで4名となっております。

保育園、放課後児童クラブともここ数年間、このアレルギーの症状というのは報告はございません。以上でございます。

7番、小野敬子議員。

○議長

7番、小野です。

○7番

(小野敬子議員)

実は、アレルギーを持った子供が来年小学校に上がるんですけど、その学童保育、放課後児童対策のところに行って対応しているかどうか聞いたら、対応はしていませんと言われたそうです。それで困って、何とかならないでしょうかという相談があったんです。

その、いま、4名しかいないという、学童保育では。4名しかいないということですけども、これからだんだん増えてくるとすれば、おやつとかの対応は自分で持ってこななければならないとか、そういう対応はこれからは進めていってくれるのでしょうか。

市民生活部長。

○議長

アレルギー食に関してはですね、対象の保護者と園の担任、それから栄

○市民生活部長  
(佐藤俊英)

養士、それから看護師等ですね、結構面談をしてやっているというふうな報告を受けてございますので。あと、学校への入学するときの連絡もですね、それぞれで対応を取っているというふうに、こちらのほうでは聞いております。

7番、小野敬子議員。

○議長

はい、7番です。

○7番

(小野敬子議員)

教育長の答弁本当にありがとうございました。エピペンの対応がもし常時持っている人がいるっていう、そういう重症な人がいるとわからなかったんですけど、そういう対応ができていうことにちょっと感心した次第です。

その養護教諭でない先生方への研修っていうか、それは進めているとかそういう、まだ自ら、なんていうか強制的でないという部分だと感じました。強制的という言葉はあまりよくないかもしれませんが、なるべく養護教諭でない先生方もエピペンについての知識を共有するとか、そういうふうに頑張ってもらいたいと思います。

それからふるさと納税のことなんですけれど、今現在、特産品は物産協会に依頼しているということなんですけれど、ゆくゆくは農家からまた商店から直接届くような仕組みになれば、それぞれの御客様の増え方がまた違ってくるのかなと思います。なんか離れていても顔の見えるつながりになるっていうか、平川市と、特産品をもらった地域との関係というものが深くなっていくと思いますので、そういう仕組みも合わせて考えてほしいと思います。

それから平川市出身で県外で会社を経営している方もたくさんいると思うんですけど、そこの社員さんなども結構人数もあると思いますので、きめの細かい宣伝活動をしていけば、平川市へのふるさと納税もまだまだ広がっていくと思いますし、特産品の売り上げも上がってくると思います。もうあの手この手で頑張ってください。手伝えることがあれば協力は惜しみません。以上です。

ありがとうございました。一般質問を終わります。

7番、小野敬子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長

11時5分まで休憩します。

**午前10時52分 休憩**

**午前11時5分 再開**

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3席、6番、大川 登議員の一般質問を許します。

大川 登議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

大川 登議員の登壇を許可します。

6番、大川 登議員、登壇。

○6番  
(大川 登議員)

(大川 登議員登壇)

議長の許可が下りましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます、6番、大川 登です。

一般質問に入る前に、先の市長選に絡んだ問題について、私たち議員は襟を正し、民主的な議会の一員となれるよう、精いっぱい努力してまいります。市民の皆様の叱咤激励を賜わりながら、邁進してまいる所存でございますので、目を光らせながら見守っていただきたいとお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

まず、廃校の利活用についての質問です。旧広船小学校は、閉校から2年が過ぎました。今年の6月に公売を考えたようですが、なかなかうまく決まっていないようです。以前、小笠原元議員も一般質問で取り上げたこと伺っておりますが、その後の進展具合と今後の必要な取り組みについてお聞かせください。

次に、葛川小・中学校の利活用についての質問です。葛川小・中学校は今年3月に閉校となりました。まだ校舎を改築して16年しかたっておりません。とてもきれいで非常にもったいない物件だと感じております。今後、どのように利活用していくつもりなのか、お聞かせ願えればと思っております。

2番目の質問です。夜間・休日のAED利用の対策について質問します。

去る7月28日のNHKニュース9で、特集をご覧になった方もおられると思いますが、見ていない方のために概略を説明させていただきます。今年の6月16日のことです。山形県の高校で2年生の野球部員が突然倒れました。夜の7時半過ぎのことだそうです。

監督がすぐに心臓マッサージをはじめましたが、反応がありません。監督はAEDの使用を考えたそうですが、学校は防犯のために6時を過ぎると校内にすべて鍵をかけるそうです。そのため監督はAEDをあきらめ救急車の到着を待ったそうです。

10分後に救急車がきたそうですが、生徒は2日後に亡くなりました。死因はAEDで救命できる可能性があるものとわかりました。もし学校が開いていたら、体育館が開いていたらと思うと非常に残念でなりません。

それを踏まえ、我が平川市の夜間・休日のAED対策はいかかなものかお答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。理事者側の明快な回答をよろしくお願いいたします。

(大川 登議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し理事者の答弁を求めます。

市長登壇。

(市長登壇)

○市長  
(長尾忠行)

大川 登議員の御質問にお答えいたします。

まず廃校の利活用についてであります。昨年の11月4日に廃校地域で



支え合いの拠点にという全国サミットが行われたそうであります。その中で議論されたことは、いかにこう廃校を活用して地域の拠点としていくのかということでありますが、この人口減少社会、少子化社会の中にあつて、現在、1日1校のペースで、全国では学校が廃校になっていると。昨年は大体400校から500校、廃校になったというふうな報告であります。

本市においても、いま議員から御指摘がありましたように、広船小学校、そして葛川小・中学校が廃校となりました。旧広船小学校については、民間を活用し市有財産の有効活用を図ることから、市としては売却をすることといたしました。

今年の5月の広報ひらかわ及び市のホームページに、売却の公告を掲載いたしましたところ、2名の応募がありました。

決定にあたっては、応募者の具体的な利用計画について、庁内選定審査委員会を開催し選定をいたしました。

なお、今後、国庫補助金で建築された学校を財産処分する場合は、文部科学省の承認の手続きが必要になり、承認後、市議会の議決を経ることとなりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、旧葛川小・中学校の利活用についてであります。旧葛川小・中学校につきましても、地元の東部地区より、葛川支所、葛川診療所、デイサービスセンター等の公共施設を集約し、東部地区の拠点施設として活用してほしいとの要望が出されております。

早速、関係各課に検討させましたが、集約するには多額な移転費用・改築費用が見込まれるなどの報告を受けております。

現在は、体育館の貸出しや災害時における避難場所、遊具の使用、廃品回収物の一時保管場所等として活用しており、できる限り住民の皆さんの要望に答えているところであります。

今後とも地域の活性化のため有効活用を考えてまいりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

最後に、夜間・休日のAEDの利用の対策についてであります。

平川消防署によると、現在、市内に設置されているAEDは民間を含めて68箇所でございます。当市のAEDの設置状況は、公共施設15箇所、小・中学校13箇所、合わせて28箇所に設置されている状況であります。

その中で、夜間・休日に利用できる施設は、市役所本庁舎及び各支所の3箇所しかないのが実状であります。

AEDに関しては、当市においても職員が突然倒れ、心肺停止状態に陥った際、庁舎内に設置していたAEDと人工呼吸で心肺を蘇生させて命を救った例もあり、その有効性は十分に認識しているところであります。

他の自治体の例を参考に、当市でどのような取り組みができるのか、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

(市長降壇)

○議長  
○6番  
(大川 登議員)

6番、大川 登議員。  
御回答ありがとうございます。

まず、市長の地元であります広船小学校の件ですけれども、2件の応募があったと。それがどういう状況でどうなるのかちょっと私もわかりませんけれども、これからですね。順調にいけば売れるのかなと思ったんですが、私、小学校もう、築32年。非常に古い学校になってしまったわけですが。

昨今、なんて言いますか、見たことのない豪雨というのが頻発しておりますので、広島のこともありますので、私はなんかあの、体育館のほうは結局リングの一時貯蔵庫とかで利活用できると思うんですけれども、校舎のほう、あそこ防災センターみたいな含む、要するに広船部落のですね、あそこも急高地なので、いつなにあるかわからないので、自治防災というのはみんなどこでもつくっていると思うんですが、実際ものを置いておく場所というのが非常に狭まれておりますので、できればあそこ、そういう面で活用できればいいんじゃないかなというふうにしておりました。その辺どう思いますか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

大川議員におかれましては、私の地元の広船小学校のことで御配慮いただきましてありがとうございます。現在、2件応募した中で1件に絞って、その利活用についていま検討しているところであります。それが通りますと、その方に活用していただくということになります。まだちょっと課題がありますので、公表できる段階ではありませんので、もう少しお待ちいただければというふうに思います。

自治防災組織で、施設として活用してはいかかというふうなことでありますが、それは一つの方向では、方策ではないかなというふうには思います。ただ広船地区には改善センター、公民館的役割を果たしているところもありまして、そこもまた緊急避難の場所としておりますし、小学校の場合はかなり離れて、田んぼの中にありますので、いざというときは一番避難しやすい所ではあるかとは思いますが、現在、その検討しているというふうなことで、そちらのほうは……破談と言いますかね、そういうふうなことになった場合はさまざまな、また考え方をしていかなければならないでしょうけれど、その現在の応募があった方の庁舎内選定委員会を経てのことです。そちらが決定した場合はそちらのほうで地域振興のために御活用いただければなというふうに思っております。

このあと葛川地区のことを聞かれになるのかもしれませんが、全国的にはこの廃校を利用してさまざまな活用をしているところがあります。例えば高知県の津野町ですか。人が行かないような山間部の学校を活用して、地域の皆さんが出資しあって、そして地域のコンビニとか、あるいはレストラン的なものとか、そういうことをやることによって、年間1,000人くらいの地域外からの御客様が入るとか、そういうふうな活用をしているとこ

ろもありますので、その廃校の利活用につきましては、これからさまざまな場の、県の、そういうふうな例も考えながら、地域振興のために活用できる方策はないのか検討してまいりたいと思っております。

○議長

○6番

(大川 登議員)

6番、大川 登議員。

では、先手を打たれたようですけれども、葛川小学校の話をやります。

あそこはなぜかしら……まあいいや。それはいいけども、築16年の非常に新しい学校で、非常にもったいない。私、選挙で回ったときの折、葛川の小・中学校を見て、人がこう歩いてきたんですけれども、その人によると、この辺というのは葛川の中心地だと。それこそ先ほど要望あった話をおっしゃってました。「ごごに、わだち病院さいぐに、ごごに行きたぐねんだいな。」とかっていう話をしまして、「こっちにもってこれないんだが。支所もよ。」と、そういうようなお話をしてまいりました。

まあ、御要望があったようですので、それをやったらお金がかかると。

しかしながらあそこはあまりにももったいなさすぎて、なんか寿逢さんというのは公設民営なんだそうですけれども、なんか15人くらいデイサービスで活用してるようなんですけれども、非常に狭いそうです。「こちらのほうに移れば体育館でリハビリもできるし、非常にいいんだい。」とかってしゃべってはあったのですが、そういう活用方法もあるんじゃないかなとは思ってるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

葛川小・中学校に関しては、地元の方から、いま大川議員から言われたような要望が出ております。

さまざま検討した中であって、一番の課題は、例えば診療所を持つてくる場合。レントゲン施設の移動というのは非常にこう、遮へいしなきゃならない部分もありますし、機械自体の移動というのはもう、非常に移転費用高額なものがかかるというふうなことでございまして、じゃあそういうふうな病院の施設は同じ校舎と言いますかね、建物の中に、例えば診療所と市役所の支所と一緒に施設でいいのか、あるいはデイサービスセンターと一緒にいいのかという、そういうふうなところもやっぱり検討しなきゃならない部分があるというふうに聞いております。

またですね、デイサービスセンターにしても確かにいまあそこで……寿逢そのものだけでは狭いんですが、ただなくなった保育園も活用しながらやっているようでして、そういうふうに地元の方が望むように、そこへ支所とかあるいはデイサービスセンター、それから診療施設。そういうものを全部一緒にしたほうがいいのかどうかというのは、もう少しやっぱり検討しなきゃならないのかなというふうに思っております。

確かに大川議員言われるように、まだ新しい建物ですので、非常にあれをいかに活用するかというのは本当に大きな課題でありますし、地域の活性化のために、ぜひともいい形で利活用できる方策を考えたほうがいいのではないかなというふうな思いもあります。

現在、先ほども申し上げましたように、体育館等は地元の方に開放と言いますか、使えるようにしておりますが、ただあそこの場合も電気の、1年に何回か使うかわからないところに電気の基本料金、電気をそのまま通しておきますと年間5、60万ぐらいでしたか、そのぐらいかかっていくわけで、そういうふうなこともありましてですね、さまざまな考え方をしていかなければならない状況にあるというふうに思っています。

先ほど私が申し上げました、その高知県の「森の巣箱」という名前の廃校を利用したところはちょっといま見直しましたが、居酒屋もやっているそうです。地域の人が集まって交流するというような。宿泊客も年間1,000人くらいあるというふうなことで、そういうふうなことをやっているところもありますし、あそこは葛川地区のコミュニティのあり方、それから地域の活性化の中で、じゃあ本当にそういうふうな施設が集まったほうがいいのか、それともまた別な地域としての利活用の仕方があるのかどうか、もう少し地元の人とこう議論しながら、利活用を考えていければなというふうに思っています。

○議長

○6番

(大川 登議員)

6番、大川 登議員。

黒石のおもしろ学校の、ああいう人がこう出てくれば非常に活用もできるのかなというふうにして考えてますけども、ぜひそこら辺、活用方法を、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは最後の話ですけども、利活用できるのが本支所というのは……遠いっすねえ。大体5分か10分、そのくらいが限界だということでしたので、ぜひやっぱりもっと身近なところを、すぐできるところ。

テレビでもやっておりましたけども、コンビニやタクシーに設置を要望して活用しているようですが、うちらでそういうことは考える気があるのか、それとも考えたけどもだめだとか、そういうことはあったでしょうか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

AEDに関しては、急な心肺停止の場合の蘇生という人の命を救うためには非常に有効な手段でありまして、あらゆるところにあって利活用できればいいのは、これは当然のことだというふうに思います。

いまやっておりますまちづくり懇談会の中でも、日沼地区で話し合いをした中で、夜間のAED自由に使えるようなことにならないのかというふうな話もございました。いまそのことに関しては検討しておりますが、いかんせんそのいたずら等もありますし、普段24時間人がいるようなところでないとなかなか置けないという状況にあるわけで、そこんところがですね、非常に難しいのかなと。

例えば公民館とか、あるいはその時出た話では、各自主防災組織に一つずつ持たせてはどうかという話もあったんですが、じゃあ自主防災組織に預けてその公民館においた場合、公民館の鍵は誰が持つてるとか、あるいは町会長に預けた場合、自主防災組織の長に預けた場合、じゃあその長のところへすぐ行った場合すぐ使えるようになるのかとか、さまざまな課

題もありますので。

今後、そういうようなところを考えながら検討していったら、やっぱりなんといっても人の命を救うというのは一番重いものがありますので、その辺のところを念頭に置きながら、いま議員から御指摘いただいたところも踏まえて、これから検討してまいりたいと思っております。

○議長  
○6番  
(大川 登議員)

6番、大川 登議員。

いまはこう健康志向からですね、朝のジョギング、そして夜のウォーキングとかもやっているわけですから、いつどこでなにがあるかわからないので、とにかく多方面にあるということをやっぱり考えたほうがいいのか、一番目につくのはコンビニですね。

ですから、コンビニは置いてるところっていうのはないんで、山形のそのこのところでも、やはり補助金を出してコンビニに設置してもらっているということをしているそうです。タクシーにしてもそうですが、やはりそういう、こうなんだ、タクシーというのはそれこそ電話するか誰でもわかるわけですから、そこから直接持ってきてもらうということも考えられるわけですので、そこら辺こう、具体的にもう少し踏み込んでもらえないものでしょうか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

確かにコンビニとかタクシーに積んでおくというのは、有効な手段ではあると思います。今後、もう少し議論させていただいて、それがどういうふうな形で可能になるのかどうか。コンビニあたりは、これはかなり置くことができるのかなというふうに思いますので、ぜひとも市としても前向きに考えてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長  
○6番  
(大川 登議員)  
○議長

6番、大川 登議員。

ぜひよろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。

6番、大川 登議員の一般質問は終了いたしました。

次に第4席、9番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

工藤竹雄議員の登壇を許可します。

9番、工藤竹雄議員、登壇。

(工藤竹雄議員登壇)

○9番  
(工藤竹雄議員)

ただいま議長から登壇の許しを得ました、拓新会の9番議員、工藤竹雄であります。

私の質問事項は、第一に平川市耐震改修促進計画の進捗について市長に答弁を求めるものであります。

私は平成23年第2回定例会の一般質問において、避難場所の整備は万全なのか。指定場所数及び耐震診断の状況はどうか。を求めたのに対して、「避難場所の数は、屋内公共施設等が77箇所、屋外公共施設で25箇所、耐震診断を要する施設は33箇所であり、耐震診断を実施した施設は10箇所、

実施予定の施設は4箇所であります。」また、「あと19箇所残っている。」との答弁でした。

そこでお伺いします。まず、実施予定である4箇所の施設名はどこか、また残り19箇所の施設名と進捗状況、及び実績は目標に到達されたのか、お答えをお願いします。

第2の質問事項は、子ども・子育て支援新制度について市長に答弁を求めるものであります。

国が2015年度、平成27年度から始める子育て支援充実を図るための制度で、国が財政支援し、市町村が実施主体であります。認定こども園は、待機児童解消などを目的に、認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行う幼保連携型、認可幼稚園が保育所的な機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的な機能を備える保育所型などがあります。また、定員19名以下の小規模保育など多様な事業を基準で定めた内容で事業を可能としています。

このことから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めることと規定されたことから、今定例会に条例案を提出されているところであります。

お伺いします。県内の認定こども園に移行等に関する実態の調査結果はどうか。また、当市の実態調査はどうか、お答えをお願いします。

以上で壇上からの質問は終わります。

(工藤竹雄議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

工藤竹雄議員の平川市耐震改修促進計画の進捗状況についてお答えをいたします。

当市における耐震化の進捗状況は、平成26年1月現在で住宅の耐震化率は、計画時50.3%が52.8%となっております。

また、「市が所有する庁舎・学校等の一定規模以上の建築物」(市有1号特定建築物)の耐震化率は、計画時81.3%が90%となっております。

「民間が所有するホテル・旅館等の一定規模以上の建築物」(民間1号特定建築物)の耐震化率は、計画時82.4%が85.7%となっております。

「民間が所有する危険物の貯蔵場等に供する建築物」、民間2号特定建築物というそうではありますが、この耐震化率は計画時66.7%が100%となっております。

「災害時の拠点・避難施設となる特定建築物を含む市有建築物」の耐震化率は、計画時75.0%が79.8%となっております。

「住宅」、「民間1号特定建築物」、「災害時の拠点・避難施設となる特定建築物を含む市有建築物」が、目標の耐震化率90%に達成しておりません。なお、平成23年度において、屋内避難所77箇所が指定されているうち、19

箇所が耐震診断未実施となっておりますが、昨年度において2施設の耐震診断を実施しております。

その他、解体したものが1件、今年度中に解体を予定しているものが1件、新耐震基準後に建築されたことが判明し、耐震診断が不要となったものが1件で、残り14の集会施設において、耐震診断を実施していない状況となっております。

今後も費用等を勘案しながら計画的に耐震診断を実施し、安全・安心のまちづくりを目指してまいります。

なお、議員から御指摘いただきましたこの14の集会施設等の名称につきましては、後ほど調査してお知らせしたいと思います。

また、次に子ども・子育て支援制度についてであります。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月からスタートとなっております。

県内の幼稚園・保育所等における、新制度への移行については、今春に実施された県のアンケートのまとめによると、来年度以降に新制度に移行する予定としているところは約51%で、保育所の半数以上が移行を検討している一方、幼稚園では約3割程度とされています。

当市においては、市内全保育所が認定こども園への移行を予定、あるいは検討をしており、幼稚園はいまのところ移行については未定であるとしています。

施設が新制度に移行した場合のメリットとしては、保護者が働いている、いない等にかかわらず利用ができ、保護者の就労等に変化があった場合でも、通いなれた園を継続して利用できるようになることが挙げられます。私からは以上であります。

(市長降壇)

○議長  
○総務部長  
(古川鉄美)

総務部長。

議員から具体的な説明ということですので、補足説明をいたします。

まず最初に77のうち診断が必要だということで、30施設がありました。そのなかで10施設が診断済みということで、残り、議員が一般質問した時点では残り23施設ということでありました。そして4施設については、東公民館、これが23年度にですね、耐震診断をしました。東公民館、猿賀公民館、尾上公民館、古懸地区公民館の4施設については、平成23年度に診断しました。ちなみにいずれも改修が必要ということでございました。

残り19施設につきましては、先ほど市長が答弁で申しましたとおり、25年度に尾上スポーツセンターと平賀農村改善センター、これについては診断をクリアしたところであります。それから、解体したものが金屋ふれあいセンター、今年度において解体予定が南田中集落会館となっております。

ただ、新屋多目的集会所が、これが平成2年に建てたということで、これについては診断が必要ないということで、これが判明いたしました。と

○議長  
○9番  
(工藤竹雄議員)

ということで、当初19施設でしたが、5施設が耐震、あるいは解体ということで、残り14施設が現在、診断が必要ということになっておりますが、14施設全部ここと言えばよろしいでしょうか……、ということでございます。

9番、工藤竹雄議員。

まず1番の質問。いま診断してない施設、33箇所と私、言いましたけれども、23箇所のような答弁ではなかったかなというその点。

それで、私、この中で気にしてるのが、解体の部分ね。そういうような私、ちょっと具体的に欲しかったんです。それでいずれにしてもこの計画は27年度と。に対して90%と。ですからまだ14箇所ですか、なかなか進んでいかないと。これは到底目標にはいかないと。そういうことがもうはっきりと判明したような、私、感じました。そういうのは、あと1年しかないっていうことですよ。27年ということですから。

そこであの、いままちづくりの懇談会、市長、一生懸命、昨日ですか、おとともやってたようでございますけれども、私は地元行けなくてその他のどご、何箇所か行ってございます。その中でやっぱこういう施設というものに非常にこう意見が多かったですね。避難場所に非常に古くなってるから、どうかしていただきたいと。そういうのが出てます。

それで、検討の材料になっております高木町会からも要望も上がってるし、というのはいまの尾上公民館が解体すると。それで自分たちの所有してる部分が非常に古い。駐車場もない。そういう要望も上がってる。

今回のこの部分には、集落会館も入ってるんですよ。高木の。19の中に。これが出てない。まだやってないと。これは非常に残念な気持ちであります。

市長、その点、要望書も上がって検討中であるから、どういう考えもらってるかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

確かに工藤議員御指摘のとおり、いままちづくり懇談会をやりながら町会を回って歩きますと、施設が非常に老朽化しているものが多くて新しく建替えていただきたいという要望があります。ただこの数がですね、あまりにも多いものですから、まずは危険度と言いますか、本当に危険なところ、いま見た段階で一番危険かなというのは、久吉地区の碓ヶ関の公民館が一番危険かなという感じを受けておりますが、そういう危険度を判断しながら順を追って改築していかなければならない課題ではないかなというふうに思っています。

と同時に、いまの平川市で策定しているルールから行きますと、公民館を、集会所を建てる場合は、それぞれの地域の集落の負担もございまして、その負担に応えられる地域、あるいはできないところも出てくる可能性があるんです。その辺のところもいろいろ検討しながら、施設の整備等に努めなきゃならないと思っています。

もちろんコミュニティの拠点でありますし、いざという時の避難場所



もありますので、これは非常に重要なことでもありますので、随時検討を進めながら順を追って整備を進めてまいりたいと思います。

御指摘がありました高木の集会所も、確かにそうであります。地元の方が用地を取得して、という話も集会の中であったんですが、あそこの元の公民館を解体する予定でありまして、駐車場の件とかあるいはさまざまな総合的に勘案した場合、いまのところで建替えしたほうがいいのか、それとも解体した後の、あそこは中央公民館でしたか、そこんところを目指したほうがいいのか、そのところは地元の方と協議しながら、特に地元の方々が駐車場で得る用地は確か、800万ぐらいするのかなんかそういうような話をしておりましたので、それだけの財政負担が地元でできるのかどうかということもありますし、そういうところも踏まえながら総合的に、この計画は考えていきたいなというふうに思っています。

○議長

○9番

(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

先般、8月の30日ですか、水害の防災訓練も日沼公民館でね。それで避難先が八幡崎の、確か集会所を想定したとそう思ってございます。それでその懇談会の中でも、町会負担、いわゆる施設の町会負担ってものすごく多いんだと。それもまあ、市長は考えなければならぬのかなとそういうような私、こう答弁を耳にしたような感じしたわけですけども。

現実に施設の基準、建築のですね。本当に大きいですよ。当初から見ると私、一回質問して、10%ぐらい減らしたのかなという感じはしますけれども。やっぱり町会、高木のあれでも、毎戸3万円ですか、それでもなかなか出せるような状態でないと。それやっぱりみんな厳しさがあるということですので、これからそういうことも再度検討してですね、お願いをいたしたいとそう思ってございます。

それで次の2番の点に入っていきますけれども、この件については非常に難しい、自分で質問しながら難しいと理解、ちょっとされていないんですけども、そこでお尋ねしたいのは、全体的に言っても割と移行の環境は少ないと。当市においてはほとんど未定であると。ということはこれ、どういうことが原因になるのか。

いわゆるそういうふうに移行した場合に、各幼稚園、保育園、かかる運営費って言えばよいのか、負担が多くなるのか。それとも、いわゆる公費の部分、逆に減額されるのか。いろんな問題あると思うんですけども、その点はどういうふうにか、考えているのか。

○議長

○市民生活部長

(佐藤俊英)

市民生活部長。

先ほどの答弁にありましてとおり、現時点で平川市内の保育園は、すべてが幼保連携型の認定保育園に移行か検討です。幼稚園がいまのところその考えがないってところですよ。

いわゆるいままでの給付費ですね、保育所に対する。今度は名称がいわゆる施設型給付、それから地域保育型給付というふうな形で名称変わるんですが、現時点での国の情報では、ほぼ前回同様の額になるであろうとい

うところまでしか情報が入ってございません。これに対するですね、説明会が今月の確か19日だったと思いますが、市町村の担当者を集めまして、もう一步踏み込んだ説明会が開催される予定でございます。ですのでそのころになれば、いくらかその実態が見えてくるのかなというふうに考えてございます。

○議長  
○9番  
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

いわゆるこの内部での施設型の給付での関係を私、尋ねてるんですけども、やっぱり市内だと幼保のほうに入っていくと。そしていままでの認定されている、例えば幼稚園、あるいは保育所、これっていうのは制度にのっとって必ずどっちかに移行しなければならないと、そういう条件ですか。これ一つ教えてください。

○議長  
○市民生活部長  
(佐藤俊英)

市民生活部長。

それは選択になります。

○議長  
○9番  
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

そうすると認定こども園の幼保型に行った場合と、今現在のままの体制を維持していくと。といった場合にはどういうふう、なんていうの、運営費の負担とかいろんな問題が発生すると思うんですけども、どっちが得ですか。どういうふうに考えられますか。

○議長  
○市民生活部長  
(佐藤俊英)

市民生活部長。

先日、新聞等に載りまして、全国的にですね、それぞれの園が試算したら、旧形態のほうの方が有利ではないかというふうな噂がずいぶん新聞紙上で流れているようでございますが、いまのところ実際計算するとどうなるかというのは、先ほど言いましたとおりまだちょっと見えてきていないというようなところでございます。

○議長  
○9番  
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

ということは、利用者負担が多くなるのかな。それともう一つ、いままでは、この前の説明でも大して変わりのないって気したんですけども、利用者から市が、保険料ですか、委託料、いただいて、その事業所に支払うと。

今回のこの改正で行くと契約になるんですよね。契約というのは、利用者がその施設との契約になる。

そうすると、代理で市が入ることができるかとも思うんですけども、そうなった場合、仮に未納の関係ありますよね。いま現在、我が当市でも事業についての決算にも出てきてるんですよ。

その未納の関係っていうのは、新しくなった場合契約の中で、利用者が負担する、それとも、まあ当然そう思うんですけども、事業所負担というのもこれも厳しいですよ。そういった関係にして、国は別に面倒は見ないと思うんですけども、それ逆に市にまだ戻ってきて、市になんとかしていただけないでしょうかというそういうこともあり得るのかどうか。

○議長  
○市民生活部長  
(佐藤俊英)

市民生活部長。

まず料金に関してはまた市が定めますので、そのときにまた市の持ち出し等でですね、国の公定価格と市の持ち出しがいくらにするか等等で保育料は決められますので、保育料についてはほぼ現状どおりに、多少の変化はあろうかと思いますが、国のほうでもそういうふうな指導というふうなことでございます。

今後、保護者と施設が直接契約になります。ですので、保育料はいままで市に納めていたものが全部園になります。当然未納も発生するかと思いますが、あくまでも業務は施設側です。ただ、施設側でも手におえない場合に、行政で応援もできるというところが残っております。ただ、行政で応援するんですが、その不足分を補てんするものではないということでございます。以上でございます。

○議長  
○9番  
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

それである、前の説明の中でもここに認定の区分があるんですよね。1号2号3号。これでいくと、いわゆる認定こども園のほうが、1号から2号、3号と、全部該当ができるということが、まあうまくいけば経営がうまくいくのかな。それも逆に言うと、いまの、逆に負担が発生して、未納とかそういった環境も厳しくなってくるのかなということも考えられるんですけども、市としてはどういう指導していきたいのか。

それともう一つは今度この、いま経営してる人たちのさ、施設の経営者というのは全然理解してないですよ。あまりにも難しくて。だから、これはこんですよ、例題を挙げるみたいに説明していかないと、とてもじゃないけども理解はできない。

ある施設の事業者の人も言っていました、「県の説明に行ったけども、ただ国から来た書類だけはただ読むだけで、とても理解できるもんじゃない。」と。だんで、こういうことから一つのこう、移行しない部分というのが起きるのではないのかなと私そう思うんですけども。

やっぱりこれはあの、市でも当然だけれども、お願いする、新しい制度に有利にね、事業所が、施設が良くなるということであるならばいいですけどもね。逆に悪くなるのであれば、新しい制度であっても何も、効果つてばこう悪くなってしまうんで。

その点これからも市としても、講習会なり指導されていかなければならないのではないのかな。まあそれこそ何回もね、やらなければならない、そういうのもあるだろうし。

まあ私はそう思っておりますので、とにかくこの法案は難しいんです。それやっぱり理解してもらって、移行できる、可能な説明をやっぱり行政側として責任を持ってやってほしいと。

ということは、いま市が条例も定めて、本店が市ですよ。ほとんど。こうなっていくと。だんで、それでも条件合わなければ、だめだということもわからないし。子どもたちの教育保育、これが充実させるための制度で

すから。

これあの、事業所施設を持っている人でも非常に難しい課題を背負って  
るんだということでもあります。その点について最後のお答えを、答弁を願  
いたいと思います。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長  
(佐藤俊英)

今回のこの移行につきましては、どの型に移行するか、それはあくまで  
も施設側の判断になります。それで大分前ですけども、かなり厚い冊子で  
ですね、事業者向けのハンドブックというのが支給されてるんですが、そ  
れを見てもやっぱりなかなか難しい。未定の部分が多いということでの  
で、市としましても、国、県から情報がありましたら逐次、その判断材料  
として業者のほうには提供したいと思っております。

○議長

9番、工藤竹雄議員の一般質問は終了いたしました。  
昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩  
午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議長より一般質問の許可がありました、13番、日本共産党の齋藤律子で  
す。

一般質問初日、5番目、最後の質問者となりますが、お疲れのところ  
ありますが、よろしくお願いを申し上げます。

最初の質問は、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。1点目の  
質問は、公職選挙法違反事件と公民権停止についてお尋ねをいたします。

2014年1月26日、投開票で行われた平川市長選挙は、公職選挙法違反で  
20議席中15人の逮捕者が出る異常事態となり、いまなお事件は継続中です。

3月定例議会、6月定例議会に次ぐ3回目の質問となりますが、市民の  
怒りは収まるどころを知らない状況であります。逮捕者はなぜやめない、  
早く辞職をするべきだとまじめに投票行動した市民は大変怒っています。  
辞職、失職した8議席に対し、7月27日投開票で補欠選挙が実施されまし  
たが、もう一度補欠選挙を実施しなければならない現状にもなっています。

市長選挙にまつわる不祥事に対し、市民から議会で必ず言ってほしい、  
取り上げてほしいとの声がたくさん寄せられていますので、今回はそれ  
を取り上げ質問したいと思います。

まず多かったのが、補欠選挙の費用に対し税金の無駄遣いだ、逮捕され  
た議員は返してほしい、逮捕された議員が支払うべきだというこの声でし

た。また、週刊誌をはじめ、マスコミで地方議員の質の低下が報道される中、市民の声としては公民権停止になってもその期間満了後は再び立候補することができることになっているが、二度と出てきてほしくない、この声もたくさん寄せられています。このことは、議員の質のみならず有権者の側にも影響することではありますが、これらの声に対し、市長の見解をお尋ねします。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、職員採用や人事についてお尋ねをいたします。

市長は職員の採用に大きな権限を持っていますが、この職員採用や人事については絶えず疑惑をもたれやすく、綱紀粛正の要ともいえる分野であります。職員採用に関し、市民から疑惑をもたれないために、市長が採用方法で気を付けていることがあったらお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

また、職員の人事に関してですが、有能な職員の採用、育成は当然のことですが、資格を持つ者やアイディアが豊富な者、いままで学んできた専門分野、得意分野がいかされるような人事配置をしてほしいと願っています。市長はこのことについてどのような考えを持っているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

3点目の質問は、長尾市長の公約である「公正・公平」についてお尋ねをいたします。

今回の平川市長選挙をめぐる公職選挙法違反事件では、背景に社会福祉事業や公共事業の利権が絡んでいるのではないかとの疑惑を指摘する記事が、新聞をはじめとするマスコミ等で広く取り上げられています。これまでの全国的な過去の事件等から見え隠れする政治の舞台裏に心を痛めてまいりましたが、平川市もそうなのかとこれも多くの市民は嘆いています。

利権が絡んだ選挙だとしたら、一掃しなければなりません。市民や業者から公平な選挙が行われるようにしてほしいとの声、また手紙などが寄せられています。

市が有する社会福祉事業の許認可や公共事業の発注に関する権限について、公約の基本姿勢に「公正・公平」を掲げる長尾市長は、どのような考えを持っているのかお尋ねをします。市長、答弁をよろしくお尋ねをいたします。

市長、自席で答弁願います。

齋藤律子議員の御質問3点についてお答えをいたしたいと思えます。

まずは公選法違反事件と公民権停止についてであります。補欠選挙につきましては、公職選挙法の規定に従って執行しているところでありますが、このような事態になったことは非常に残念に思います。

また、公民権停止期間満了後の再出馬に係る私の見解というようなことでありますが、法に定められた中での個人の問題でありますので、私の所見に関しては差し控えさせていただきます。

次に職員採用や人事についてであります。

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

職員採用等に関しては、市民に疑惑や誤解を与えることのないよう、日ごろから行動に気を付けてまいりたいと思っています。

採用試験は、従来、昨年までは2次試験まで実施しておりましたが、本年度は3次試験まで実施いたします。学力や資格はもちろん、複数の試験官で人柄や能力等をより詳しく見極め、市民サービスの向上に資する有能な人物を採用するよう努力いたします。

また、職員配置では、職員の資格や実績、能力等を総合的に勘案し、適材適所を心がけております。時々、一年ごとに変わるというようなことで、職員の配置等にもう少し配慮が必要ではないかなというようなお話もございます。それらのことにも配慮しながら、今後とも職員の資質向上に努めるとともに、なお一層職員が能力を発揮しやすい環境づくりに努めてまいります。

3番目の「公正・公平」であります。私は政治の基本姿勢として対話と実行、透明性と発信力、そして公正・公平の三つを公約の中で申し述べさせていただいております。

確かに首長は許認可等に係る権限については大きなものがあると思っております。許認可等に係る私の権限については、それぞれの要件や基準に従ってそれを行っており、また、公共工事の業者選定にあたっては、平川市建設業者工事施行能力審査規則に基づいて進めております。

私は、今後とも、業者選定等におきましても「公正・公平」を旨として市政を運営していくつもりでありますので、御理解いただきたいと思いません。

13番、齋藤律子議員。

それでは、一問一答で質問をしていきたいと思えます。

見解はさまざま、それは相違があると思えますので、そこに対してはどのようなこのことではありませんが、この公職選挙法違反事件の公民権停止、これはその任期、期間が切れると、それはまず再出馬してもいいということになってはいますが、市民の側からのモラルとしては、それは許せないというそういう意見があるのでお尋ねをいたしました。

個人の問題ということで、市長はそういうふうな御答弁でしたので、それはそれでまた市民の皆さんにお返しをしていきたいと思えます。

職員の採用や人事について。これもこういう選挙になれば、どうしてもこう出てくる問題で、特に今回は公職選挙法違反ということで、こういうようなものがどうして知ってるのかわからないですけど、どんどん出てくるわけですね。私はこれは平川市にとって本当にマイナスの部分じゃないかと思えます。ですから、そういうことを言われぬような市政を目指していただきたい。ということで、これを取り上げました。

3次までの実施をするということですが、人柄、能力、ということを見極めるために試験を3回まで行う。いままでは作文を書かせるとかいろいろ聞いたことはあります。そういう職員の試験を受けたことがないのでわ

○議長  
○13番  
(齋藤律子議員)

かりませんが、どういう、じゃあ1次はどうで、2次はどうで、3次はどうなのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

今回職員採用に関しては、初めて3次試験というようなところまで実施させていただくことになりました。

(長尾忠行)

まず1次試験は筆記試験でありますので、2次試験は論文と面接、個人面談になるかと思えます。論文と集団討論です。そして3次試験が面接、いわゆる個人的な個人面談ということになって、実施されることになっております。

これはなかなかその人の適性を判断するというのは、難しいところがあるかとは思いますが。いくら試験官と言っても私や副市長や教育長、それがなろうかと、総務部長とかなろうかとは思いますが、非常に難しいところがありますが、その中であってやはり平川市に行政マンとして市民のために働けるようなそういう人材を多く確保しながら、また、中にあるのは、いわゆる専門的な技術的な分野の、技師的な資格を持った人材もまた不足しておりますので、登用していかなければなりません。

そういうところもこう勘案しながら、今回は15名ほど募集をしておりますが、そのいま応募しておられる皆さんの中から、適切な人材を選ぶことができるといふふうに思っております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

それではその面接等にあたる試験官というようなものでしょうか。そういう方はどのような方があたるのですか。判断をする方たちです。もちろん複数いらっしゃると思いますが、それをお聞かせください。

(齋藤律子議員)

それからこの筆記試験。筆記試験を実施する場合はそれは平川市の問題で行うのか、また別なその……、ことをお願いしてやるのか、そういうことも具体的なことお知らせください。

○議長

市長。

○市長

試験官に関しては、私と副市長と教育長、それから総務部長というところをいま予定をしております。

(長尾忠行)

その筆記試験の内容につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長

総務部長。

○総務部長

筆記試験については、一般の業者ですね。専門のその試験問題をつくる業者がありまして、そちらのほうに委託しております。

(古川鉄美)

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

業者に委託をするということは、業者がつくったその試験というのは、それは全国统一になるのか、平川市だけのものになるのか、まあ平川市だけの項目も試験の中に、私はわかりませんが、あるものなのかどうか。

(齋藤律子議員)

それから業者委託が一番こう、なにかこうクリーンなイメージをやるんですが、これは、試験は業者がつくったものですが、採点もすべてお任せするとそういうことなんでしょうか。市で採点をするのかどうか、そうい

○議長  
○総務部長  
(古川鉄美)

うことも含めてお尋ねします。

総務部長。

問題については全国ですね、共通の問題でありまして、それを委託するのか、自前で試験をつくるか、それぞれの各市町村の判断によりますが、点数についてもそのままその業者のほうに送りまして、そして点数化されて送付されてくるということでございます。

○議長  
○13番  
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

よく試験問題の漏えいとか、しつこいようですが、こういろいろニュースなどになりますので、その試験問題の漏えいというのは絶対に起こらないのか。それから全国に共通の問題なら、実施もやっぱり同じでなければいけないと思うのですが、いまインターネットなどで問題なども公表されたりしますよね。

そういうところからも合せて、絶対漏えいはできないものになっているのか、ちゃんとバリアがかかっているのか、公平に行われる絶対的な自信があるのか、お答えください。

○議長  
○総務部長  
(古川鉄美)

総務部長。

まずはその漏えいがあるかということですが、送られたその結果がですね、送られてきたのはキャビネットに厳重にですね鍵をかけまして、絶対私は漏えいがないものと思っております。

それから例えば委託した場合にですね、その業者に委託した場合は一斉にその、その試験の日にちが決まっておりますので、例えばそごに委託した市町村であれば、一斉にその市町村がですね、試験日を同じ日にして試験を行うということで御理解をお願いいたします。

○議長  
○13番  
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

もう少し、あまり何回もイメージがわからないんですよ。大変申しわけないんですが、そのイメージがわくような答弁をお願いしたいと思います。

ここだけにずっとかかわっていくわけにはまいりませんので。まずその試験は公平でなければならない、これも市長の公約に基づくものになりますが、その4人の試験官ですね。その人物を評価する場合、これから考えていると思います。ですからどういうところに気を付けて、あまり口下手だがいろいろその仕事ができる方もおりますし、そうでない方もおります。そういう見極めのやっぱり学習を試験官はしなきゃ、経験積んでいかなきゃいけないと思いますが、これ将来、平川市の行政を担う職員を採用するわけですから、そういうところはどういうところを気を付けていらっしゃいますか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

試験官になる人それぞれの多分、思いといいますか、選定の考え方はあると思うんですが、少なくとも私としては、いわゆる誠実に市民と向き合えるような方を選定したいなというふうに思っております。

ただ具体的なことを申し上げますと、選考基準というようなことが出る



ような形もする可能性もありますので、副市長にしても教育長にしてもさまざまな形でいろんな人と接してきております。ですから、そういう意味では人を見る力はあるというふうに思っておりますので、今回初めての、私としても教育長も副市長も経験になるわけですが、十分注意しながら、今回はいわゆる職員の選考試験に臨みたいと思っておりますし、自分自身、どこまでこうその人を見抜けるかというのはそこは非常にこう、人を見るというのはなかなか難しいものがありますので、その場、その場だけでこう取り繕う場合もありますし、それがじゃあ本当に大丈夫なのかというのはこれはあの、だれが試験官やってもその辺とかは非常に難しいものがあるのかとは思いますが、それぞれの項目基準がありますので、それに沿いながら点数化して判断することになるかと思っております。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

市長の公約「公正・公平」ですが、市長の公約のパンフレットには地域間格差をなくすとか、そういうことが書かれておりましたけれども、それと合せてやっぱりその新聞等など、こういう報じられないような、疑惑をもたれないようなそういう市政をつくっていただきたい。本当に切に願っております。

というのは、やはりいまその、今回マスコミ等でこのことが多く取り上げられて、前回も綱紀肅正に対して取り上げたところであります。いま問題にしたのはやはり許認可を担っている市当局、市長がですね、そういう権限持っているわけですから、これは本当に襟を正して市のためになる方向で頑張っていってほしいということを願っております。

それでこれは私にとっても勉強ですので、不得意な分野でもありますが、今後また、市長の公約は私たちが常に点検をしていくという役割も担っておりますので、ぜひ勉強して入札やそういう問題に対してもやっていきたいと思っております。

それでは2番目の質問に移ります。2番目の質問は、学校給食センターのあり方についてお尋ねをいたします。

現在、平川市には、学校給食センターが二つあります。平賀学校給食センターと尾上学校給食センターですが、平川市内の小・中学校13校の児童生徒に、小野敬子議員も述べておりましたが、2,700食の学校給食を提供しています。

1945年の終戦後、各地で米よこせ大会が起こり、これに端を発した住民30万人が皇居前に結集し「米よこせ」と叫び、学校給食実施を要求する声が高まりました。日教組や農林省、全国PTAが学校給食の完全実施を要求し、その法令化を目指し署名運動を始めました。署名には58人の国会議員が紹介議員となり、1954年6月3日に国会に上程され成立されました。時の文部大臣は、「学校給食は食という体験を通じて子どもに生きる力の原点を学ばせる教育の一環である。」との趣旨を説明しました。と、当時の新聞報道からの要約をしたものですが、こうして学校給食はスタートをしま

した。

その後、時を経て2000年3月、文部省、厚生省、農林水産省の三省が提唱し、食生活指針を公表。2004年5月には栄養教諭制を導入し、食育推進の指導的役割としました。こうした流れで学校給食法が一部改正され、教育の一環としての学校給食の位置付けが明確になりました。

そこで学校給食センターのあり方について1点目、集中改革プランについてお尋ねをします。

平成23年度から平成27年度の第2次平川市行政改革大綱実施計画、平成26年3月改訂の集中改革プランでは、学校給食センターは事務事業の見直しで統合とあり、経費節減を図るとあります。

平成26年度、今年度から着手となっていますが、目標年度はいつを目指すのか。平賀、尾上学校給食センターを統合するとしたら、場所はどこにするつもりなのかお伺いをいたします。

学校給食は本来地産地消や食育を考えた場合、センター方式より、自分の学校に給食室があることを自校式といいます。自校式が望ましいと私は持論として掲げていることから、経費節減というだけの発想では進めてほしくないと考えての質問です。

学校給食法にのっとり、教育としての学校給食を推進するには、どのように進めようとしているのか御説明をお願いいたします。統合の時期、場所等も含め、市長、教育長、答弁をお願いいたします。

2点目は、アレルギー食の対応についてお伺いをいたします。

7番、小野敬子議員から食物アレルギー対策についてという質問がありましたが、少し重複する部分があるかと思いますがよろしくお伺いをいたします。

時間の関係上割愛をさせていただきますが、2012年に東京都調布市で起きた死亡事故を教訓にマニュアル化の見直しも相次いでいます。

私はアレルギー食の実施について市当局はどのように考えているのか、まずは単刀直入にお尋ねをいたしたいと思っています。集中改革プランと大きくかかわってくるころからお尋ねをするころです。市長、教育長、答弁をお願いいたします。

市長。

学校給食センターのあり方についての御質問でございますが、その前に先ほど齋藤律子議員から、私の公約の中で地域間格差についてのお話がありました。正確には私は地域格差感というふうな感じ方があるというふうに申し述べさせていただいているように私は思っております。

今回もその格差感を解消するために、各地域に赴いてまちづくり懇談会をやっているというような状況にあります。合併前の旧碓ヶ関地域、それから尾上地域、平賀地域、それぞれの地域が生まれてきた背景が違いますので、今回こういうふうな懇談会をやらせていただきながら、格差感というのはそれぞれ個々の住民の感情的なものもありますし、合併したから全

○議長

○市長

(長尾忠行)

部一緒のルールでやるということもまた、逆に言えばそれもまた格差感になる可能性もあるというようなこともまた認識させていただきましたので、そういうふうな格差感の解消をどういうふうにしたらできるかというのはこれからも地域の皆さんとの話合いの中から解消できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから給食センターのことに关してであります。現在、平賀学校給食センターと尾上学校給食センター合せて約2,700食提供しており、少子化により数年後は教職員分を含めて、約2,400食の提供となる見込みとなっております。

平賀学校給食センターでは、最大2,400食を提供することができることから、老朽化が著しい尾上学校給食センターを廃止・統合させて経費節減による合理化を進めることを考えております。

なお、統合の時期につきましてですが、平成30年を目途に平賀学校給食センターに統合する計画であります。その点につきましては教育長より答弁させます。

○議長

教育長。

○教育長

1点目、自校方式かセンター方式かについてお答えをします。

(柴田正人)

この学校給食の実施方法につきましては、学校の立地状況、児童生徒の状況、各自治体の財政状況等に配慮し、学校の設置者であり、かつ学校給食の実施主体でもある教育委員会が、適切に判断すべきと文部科学省では示しており、当市では施設整備費や人件費等の経費を考慮し、現在、センター方式により学校給食を提供しております。

2番目の教育としての学校給食についてであります。

学校における食育、児童生徒が生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、学校の教育活動全体を通して総合的に行う必要があります。中でも学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供し、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図るとともに、給食の準備から後片付けまでを通じた計画的、継続的な指導により、望ましい食習慣や食に関する実践力を身に付けさせるなど、学校における食育を進める上で重要な役割を担っております。

このことから、安心・安全で、栄養バランスのとれた豊かな食事の提供に努めるとともに、地域の食材、地場産品を取り入れることにより地域の産業や文化などの理解を深めるなど、学校給食を通して一層食育の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな「きらめく」児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

3番目、調布市の事故を踏まえてどのような対策ということでもありますけれども、先ほど小野議員にもお答えしましたとおり、今後、重症なアレルギーを持つ児童生徒の対応につきましては、自己注射薬一品の効果的な使用、緊急時の対応、いわゆる搬入先の病院、それから主治医等を確認しながら、各学区の体制が整備されるよう、市内の小中学校に対して指導し

○議長  
○13番  
(齋藤律子議員)

てまいりたいと思います。

それから、最後のアレルギー食の実施についてでありますけれども、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応食を提供することについては、市の状況を踏まえまして、現在、対応していないところでございます。以上でございます。

13番、齋藤律子議員。

集中改革プランにのっとして平成30年を目途に尾上学校給食センターを廃止、平賀学校給食センターに統合するというところで、大体2,000食になるということでした。そこで、失礼しました。訂正します。2,400食になるという御答弁でした。

そこで、それでは教育の一環としての学校給食ということでは、この答弁はどうだろうかという考えたところで、2,400食というかなりの食数です。いま尾上学校給食センターは800ぐらいですか。それから平賀学校給食センターは1,000、教職員除いてですが1,600ぐらい。とするとですね、この熱源の問題もありますが、メニューがいまのところ別メニュー。人気メニューの焼きそばなどが平賀のほうではできない。こういう問題がずっと合併のときからありました。

それで、その当時から大体私が合併したときに記憶している、平賀学校給食センターの食数は2,200ぐらいだったと記憶しています。間違ったら訂正お願いします。

そのころからも地産地消ができないんです。朝、出勤時間が決まっています。できる時間も大体守らなきゃいけません。各学校に配送するわけですから。そういった場合に時間内で調理をしなきゃいけない。○157の問題があつてから伝統食のけの汁などができにくくなってるんです。

前日にごぼう、大根、ニンジン、全部刻んでおけたものが、○157から当日調理が実施されるようになりましたので、当日でないといけない。そうすれば間に合わないわけです。これが現場の悩みです。

そして地産地消。2,000を超えるとやれないんです。大体1,000食ではないかなと私は思っているんですが、じゃがいもニンジン、皮をむいて対応するということはできません。

地産地消はとても大事なことで食育にも通じることであります。そう考えた場合にそのニンジンの、皮をむいたニンジンの匂いですね、調理しても違います。

水煮をした二次加工したものを買ってきても、なかなかそういう子どもにはそういうのが届かない。それは県のほうでもそう言われております。そういった場合に、その時間的にも地産地消取り入れることができなくて、要するに袋に入ったおかずやカット野菜を買ってこなきゃいけないというのが、当時からの合併してからの悩みです。

それが2,400食になったら合併したときよりも食数多くなるんですから、それは二つの施設が一つになるわけですが、この問題からいってじゃあ、

学校給食というその教育としての一環としてのですね、学校給食をどう実現していこうと思っているのか。こういういま学校給食法に掲げたことができなくなるということを私は言いたいです。それでもこういうふうにやって、学校給食法守らなきゃいけませんね。どういうふう守っていくのかまずはお尋ねをします。

○議長

○教育長  
(柴田正人)

教育長。

先ほどもお答えいたしましたけれども、給食指導のみならずですね、学校の教育活動全体を通して総合的に、この学校給食は指導していくべきものと考えております。

それから議員御指摘の自校方式が望ましいということでありましたけれども、国のほうではですね、各自治体、各教育委員会さまざまな事情があると。好ましいからといってそのことをすべて一律一律進めるというのは考え物ですよ、というような方針を示しておるようなことから、当市では先ほど述べたように施設の整備費、人件費等の経費を考慮してセンター方式に取り組んでいるところであります。

地産地消につきましては、議員御指摘のように、地産地消をすることは児童生徒に地域の産業や文化等に対する理解と関心を深めるなど教育的な効果が期待できることから、学校栄養職員等、専門職員と相談しながらできる限り地場産品の活用に努め、地産地消に努めていきたいと考えております。

給食は目標の一つとして、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させる。それから地産地消を見せることによって、地域の食文化、食にかかる歴史を理解する等々がございますので、現在のいわゆるセンター方式に基づきまして子どもたちにですね、こういうふうな食の目標を達成できるように指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長

○13番  
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

あの、原稿の中では自校式ということを言いましたが、私のそれは持論で、センター方式から自校式から戻してほしいという質問は、今回聞き取りのときにも一切しておりません。

自校式という言葉は出しました。本来ならばそれがいいんですけど、実際センター方式でやっているの、それを自校式に戻せという現実離れしたことは言ってなくて、そのいまのセンター方式をさらに充実させるためにはどうしたらいいか。これを私は取り上げてきたわけです。

ちょっと時間がロスしてしまってもったいないんですが、そういうことで大変そのちょっと聞き取りのずれがあるんですがちゃんと、聞き取りした担当職員はきちんとそこわかってくれていたつもりなんです、答弁がちょっと別なほうで出てきましたので、一応あのそれは私の考えとしては違いますということは、ちゃんとわかっていただきたいと思います。

まあとにかくその大きなずれがあるわけですね。農産物が豊富な平川市

にとって、その学校給食がやはり食数が多くなることでこういう豊富な農産物をなかなか入れられない。これが一つのやっぱり問題ではないかなと思います。

食というところが学校給食と思っているかもしれませんが、やっぱりさほど学校給食で、本当に深いものがあるんです。ですから、その農業をもっとその、あの例えば地場産品を入れてもっと活性化したいと思ったら、やっぱりこういうところに力を入れる。

いまあの高知県の私がかつて研修した南国市は、この地産地消とかそういうことですね、あの食の問題で学力向上を目指したいとこう考えています。そういうことでこの給食に対しては素晴らしいその熱意をもって教育委員会が語ってくれたということのを思い出して、少しこうずれがあるように感じましたが、そのずれはいまの一般質問では、これは近づけることできませんのでまた今後の課題にしたいと思いますが、このアレルギー食の対応についてもそうなんです。

アレルギー食の対応なぜ聞いたかといいますと、現実として大変難しい問題があります。ただ一つ学校給食センターになるときに、もしできたら、このアレルギー食、1億総アレルギーとも言われていることがかなり前からですので、アレルギーを増えるという可能性が十分にあります。

すべての子どもの持っている教育の平等を保証するそういう面からも私はこのアレルギーの対策について質問しました。こういうあの質問で教育委員会の考え方がよくわかりましたので、これからもまた今後の課題としてこの問題は終わらせていただきます。

それでは3番目の質問に移ります。3番目の質問は、第2期平賀総合運動施設整備事業についてお尋ねをいたします。

まず1点目の質問は、議会に対するこれまでの説明について、という題目でお尋ねをいたします。

この第2期平賀総合運動施設整備事業については、2014年5月26日の議員全員協議会でおおよその構想が明らかになり、さらに補欠選挙前の6月定例会前の6月初旬、議員を3回に分けて説明を行っています。そして8月の21日、この議席にいる方が全員説明を受けたことになるわけですが、議案説明会のあとに開催をされています。

その中で、株式会社日本マイクロニクスに貸している駐車場用地が問題になり、この整備事業は今回に至っています。

株式会社日本マイクロニクスに貸している駐車場用地は、今後どのように利用しようとしているのか。平賀体育館の建て替え場所としての候補地のことも、5月26日に議員全員協議会で市長は発言をしています。現平賀体育館の跡地利用も、第2期工区の実施設計にも影響すると思われることから、具体的な構想を今回示してほしいと願っています。

また、5月26日の全員協議会で、市長は2025年に青森県で国体が開催される旨の発言をしています。国体誘致を見据えた発言なのか、誘致をする

場合、どのような競技を考えているのか、市長の発言の真理を知りたいと思ひ、お尋ねをします。市長、答弁をお願いをいたします。

2点目は、整備工事等についてお尋ねをいたします。

今年度、第2期平賀総合運動施設整備事業については今年度、実施計画の見直しを予定しているようではありますが、見直す内容を具体的に示していただきたいと思ひます。

第1期工区と第2期工区の間にある砂利道を、4メートルに拡張して舗装すると聞いておりますが、車両の混雑を防ぐことや、大型車両の通行ができるようにもっと広く整備するべきでないかと思ひています。

また、第2期運動施設の整備により、陸上競技場や多目的広場の冬期間の利用方法について検討していることがあれば教えていただきたい。17億円余をかけて整備するわけですから、冬期間の利用は当然のことではないでしょうか。そうした場合に運動施設内の雪対策をどのように考えているかお尋ねをします。以上、答弁を市長、教育長、お願いをいたします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

齋藤議員にお答えをいたします。

平賀体育館は、昭和50年3月にあすなろ国体を開催を契機に建設され、現在、39年が経過し、地下タンクなどの設備をはじめ施設全体が老朽化してきており、将来的には改築が必要になるものと思われまます。

このことを踏まえ、現在、整備予定の第2期平賀総合運動施設内に、平賀体育館の建設する際に必要な敷地面積を確保することとしております。

平賀体育館の改築については、これまでは具体的な検討はされておらず白紙の状態であることから、今後、長期総合プラン実施計画に組み入れ、事業規模や管理コストなど財政的な検証を加えるとともに、議員の皆様方をはじめ関係団体等に意見を聞きながら、進めなければならないと考えております。

また、青森県が2025年の国民体育大会の誘致に向け国体検討懇談会を開催しておりますが、開催が決定した場合は、当市でも前回同様に競技会場として立候補し、市民の皆さんに一流選手の競技を観戦させたいと考えております。

競技種目の誘致については国民体育大会開催基準要項があり、その中で施設等の基準が示されており、競技種目によっては体育館の改築や改修の可能性もでてきます。

なお誘致種目については、前回ウエイトリフティング会場となっていることや、スポーツ分野における平川市の歴史や特性を考慮するとともに、市民の皆さんの御意見や要望を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。その他につきましては教育長より答弁をさせます。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長。

1点目、実施計画の見直しについてでありますけれども、一つとして、陸上競技場の全体の配置を西側に移動させ、陸上競技場内の観覧場所を広

く整備し、全体的に余裕のある配置とすることです。

二つ目として、多目的広場に平賀グラウンドで行われていたソフトボール場2面、1面は野球場兼用であります、を整備することです。

次に、第1期工区と第2期工区の間にある砂利道を大型車両の通行ができるようもっと広く整備すべきでないかについてでありますけれども、これまで既存道路には平行して3本の用排水路があることに加え、2.5メートルの狭い農道がありましたので、津軽平川土地改良区と水路の付替え等の協議を済ませ、4メートル幅を確保したところであります。

この道路はバス等大型車両の通行は想定しておらず、運動施設内の連絡通路や普通自動車等が利用するサブ駐車場の入口として位置づけしております。

バス等大型車両の進入路は、市道新館野木和町居線からの動線となっております。

議員御指摘の大型車両の通行可能な道路の整備については、第1期工区と第2期工区の中央をバス等大型車両が通行することにより、施設利用者の安全確保や県道町居平賀停車場線への接続など解決しなければならない課題もありますことから、今後、関係部局等と協議し、検討してまいりたいと考えております。

冬期間の利用につきましては、歩くスキーや雪上ラグビー・サッカー競技などの利用が考えられますので、施設内の除雪につきましても、利用する方々が支障を来たすことのないよう、体育協会・関係団体等と連携協力しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

13番、齋藤律子議員。

まず国体の誘致に見据えたことを考えているのかという体育館の改修ですが、10年余あるわけですが、そのときにですね老朽化ももちろん進んでまいります。平賀体育館ですね。そういった場合にやはりあの、将来はその改築する場合には体育館の用地を確保するとありますが、それは今度の実施設計にはじゃあ反映しないということだとらえていいのかが一つ、答弁をお願いします。

それから、競技はあの、国体の競技はそれぞれ条件がありますので、何でも持ってこれるわけでないので限られてくると思いますが、やはり体育館も大きな条件になると思うんです。体育館の整備っていうのが。そのことで伺いました。

もちろんこの陸上競技場はこれ、そんな国体などできる競技場ではありませんのであれなんですけれども、その2点お願いします。

じゃあその教育長には、西側にその陸上競技場を移すんだ、西側というドームのほうになります。ということはマイクロニクスにいま貸している駐車場にかかるということですね。駐車場にもかかるわけですね。こういうカラーの、皆さんのほうでこういう図面を見ると、西側が上ですのう、ずらすといまマイクロニクスに貸してる駐車場の方向にずれるという

- 議長
- 13番  
(齋藤律子議員)



ことですね。

そうした場合に、この株式会社日本マイクロニクスに貸しているこの駐車場はまたどうなるのか。どうなるのかですね。ちょっとかかるわけですから。そういう全体的な構想が全くこうちょっと見えないわけです。

それから道路のことです。その4メートル幅の道路。大型バスや大型車両、バスや車両。大型車両は想定してないということですが、本当にそうなるでしょうか。

新館側町居側、ここはかなりやっぱり利便性のある道路になると思います。現場を見ましたら用水堰もありまして、大変拡幅はどうするんだろうなという問題が一つはありますけれども、ここはやっぱりあの大きいものは運ぶには大型の車両も通るでしょうし、バスだってどっちから入ってくるかわかんない。まあ一応表示はしておくでしようが。

そういった場合、ここは本当に運動のその、整備に関するその運動施設内の道路ということを超えて、大きなその役割を果たす道路にもなるかと思えます。

そういった場合に、いつも大型車両通りますよと言えどもあとほどこけてもらえればいいんでしょうけれども、そうもいかない。私はそれを心配しているんです。道路ができたらやっぱりそこを通りたくなるのが、やっぱりそれは人の心理だと思います。

ということであと5分です。なんとか簡潔によろしくお願いします。

市長。

齋藤議員の御質問でございますが、いまあの今定例会に変更設計の予算、約500万円弱をみております。

この変更設計はこれはあの、設計業者をお願いするわけではありますが、現在のいわゆるトラック、その場所を当初の計画からマイクロニクスの駐車場が、まずあのマイクロニクスの駐車場そのものは来年度から契約いたしませんので、あそこ全体がいわゆる運動施設として使うことになるわけです。いまある。

その中であって陸上競技場をもう少し西側、いわゆるドーム側のといいますか、こっち側に寄せて、余裕のあった陸上競技場をつくるということ。そして多目的広場、野球場含めたソフトボール2面できる、そういうふうな場所をつくるというふうなこと。

このあと設計はどういうふうになっているかはわかりませんが、そういうふうな形でいきますと駐車場も含めた遊水地、そして体育館ができるようなスペースは確保できるというふうに私は認識しておりますので。

ただあの、どういうふうな競技種目というようなこともありました。まあ確かにあの、どういうふうな競技種目を誘致するかというようなことはまだ未定でありますけれども、これは例えばウエイトリフティングを誘致というようなことになると、かつてはいまの体育館で52年のあすなろ国体でしたが、いまの基準でいきますとサブアリーナ的なものがなけ

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

れば誘致できないというようなこともあるようであります。

ですからそういうようなことも踏まえながら、体育館を更新していく場合はそういうふうな誘致基準に合ったような体育館をつくっていく。そういうふうなことになるかと思っておりますので、これはあの別な種目になる可能性もないわけではありませんが、この辺はこれからそれぞれ関係者と協議しながら、2025年ですが、あと11年ありますけれど、早めにさまざまな手はずを整えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

はい。教育長。

○議長

2点についてお答えをします。重複になろうかと思っておりますけれども。

○教育長

マイクロニクスのある駐車場とちょっとぶつかるのではないかということでありますけれども、先ほど市長の答弁ありましたとおり、今年度で契約が終わるということですので、御理解いただければというふうにしております。

(柴田正人)

それから陸上競技場でありますけれども、これから見直し設計に入ることとしておりますので、どれぐらいこうあっちに及ぶのか、いまのところちょっと見通し立っておりません。これからになっていきます。

それから4メートルのあの、砂利道のところでもありますけれども、この事業、立体的に整備するという観点から物事が進んでおりますので、第1期工区、第2期工区、その真ん中をどんと大きい道路が入ることによって分断されるということも懸念されます。

それから、他の運動公園等を視察したところによればですね、大体あの、施設内を分断して大きな道路が通ってるという、その陸上競技場というのはまれであります。私の経験ではほとんどないような状況であります。

で、大型の車両を駐車するというのは、その運動の施設内にきちんと固定をしてそこから移動するという動線で、利用者に示しているというような状況でありますので、この拡幅については先ほど話したことで御理解いただければというふうにして思います。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日10日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時1分 散会

